十二　指定運用方法が提示されている場合にあっては、第95条の２第２項の事項及び当該指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行ったものとみなされた場合に当該運用の指図を行ったものとみなされた加入者又は加入者であった者がその運用から生ずる利益及び損失について責任を負うものである旨

十三　指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行ったものとみなされている場合にあっては、当該運用の指図を行ったものとみなされた年月日、第94条の規定により運用の指図を行うことが可能である旨及び指定運用方法の運用の方法に係る第２号に掲げる額に、指定運用方法に充てられた額が含まれる可能性がある旨

第99条第３項中「当該個人型年金加入者等」を「当該加入者等」に改め、同項第１号中「個人型年金加入者等」を「加入者等」に改め、同号イ中「個人型年金加入者等」を「加入者等」に改め、同号ロ中「個人型年金加入者等」を「加入者等」に、「当該個人型年金加入者等」を「当該加入者等」に改め、同条第４項中「個人型年金加入者等」を「加入者等」に改め、同条第５項中「個人型記録関連運営管理機関等」を「個人型記録関連運営管理機関」に、「当該個人型年金加入者等」を「当該加入者等」に、「個人型年金記録関連運営管理機関」を「個人型記録関連運営管理機関」に改め、同条第６項中「個人型年金加入者等」を「加入者等」に、「個人型年金記録関連運営管理機関」を「個人型記録関連運営管理機関」に、「当該個人型年金加入者等」を「当該加入者等」に改める。

第108条第４項を第５項とし、同条第３項の次に次の項を加える。

４　法第74条の４第２項の規定により個人型年金の個人別管理資産を移換した場合には、当該個人別管理資産の移換の日の翌日が属する月の前月までの期間のうち当該個人別管理資産に係る次の各号に掲げる期間は、法第33条第１項の通算加入者等期間の算定の基礎としないものとする。

一　企業型年金の企業型年金加入者期間（企業型年金の企業型年金規約に基づいて納付した事業主掛金又は企業型年金加入者掛金に係る企業型年金加入者期間に限る。）

二　個人型年金の個人型年金加入者期間（個人型年金規約に基づいて納付した加入者掛金に係る個人型年金加入者期間に限る。）

三　法第54条第２項の規定により法第33条第１項の通算加入者等期間に算入された期間

四　法第54条の２第２項の規定により法第33条第１項の通算加入者等期間に算入された期間

五　法第74条の２第２項の規定により法第73条において準用する法第33条第１項の通算加入者等期間に算入された期間

第109条第３項中「確定拠出年金法施行規則（平成13年厚生労働省令第175号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第110条第２項中「次の各号に掲げる者（以下「その他の者」という。）」を「連合会移換者」に改め、同項第１号及び第２号を削る。

第128条の見出し中「その他の者」を「連合会移換者」に改め、同条第１項及び第２項中「その他の者」を「連合会移換者」に改める。

第130条第４項中「その他の者」を「連合会移換者」に改める。

第132条第１項第３号中「ニに掲げる額」を「ニ及びホに掲げる額を合算した額」に改め、同号に後段として次のように加える。

ホ　法第54条の４第２項若しくは第74条の４第２項又は中小企業退職金共済法第31条の３第１項の規定により移換することとなっていた個人別管理資産であって、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換するものの額

第132条第２項中「及び同号に規定する加入者期間の算定」を「（法第54条第２項又は第54条の２第２項の規定により算入された法第33条第１項の通算加入者等期間がある者にあっては、当該通算加入者等期間を含む。以下この項において同じ。）及び同号に規定する加入者期間（法第74条の２第２項の規定により算入された法第73条において準用する法第33条第１項の通算加入者等期間がある者にあっては、当該通算加入者等期間を含む。以下この項において同じ。）の算定」に改める。

第133条第４項中「個人型記録関連運営管理機関等」を「個人型記録関連運営管理機関」に改める。

第142条第２号中「掛金」を「加入者掛金及び中小事業主掛金」に改め、同条第３号中「資産管理機関から」を「資産管理機関から特定運営管理機関が」に改める。

第143条第１号イ中「者が初めて納付する掛金」を「後最初に納付する加入者掛金及び中小事業主掛金」に改め、同条第２号中「加入者が拠出期間ごとに拠出する掛金」を「拠出期間ごとに拠出する加入者掛金（中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合にあっては、加入者掛金と中小事業主掛金）」に改める。

第144条第３項中「その他の者」を「連合会移換者」に改める。

第150条中「法第80条から第83条まで」を「法第80条、第82条及び第83条」に改める。

第152条中「法第80条から第83条まで」を「法第80条、第82条及び第83条」に改める。

第153条中「移換されるべき資産がない場合にあっては」を「移換を申し出た者に移換されるべき資産がない場合であって、第64条の２第１項の規定による個人型記録関連運営管理機関への申出をしていない記録のみ有する者の記録を引き継ぐ場合は」に改め、同条第１号及び第２号中「企業型記録関連運営管理機関」を「企業型記録関連運営管理機関等」に改め、同条第３号中「その他の者」を「連合会移換者」に改める。

第154条中「その他の者」を「連合会移換者（個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。）」に改める。

第155条第１項中「加入者等又はその他の者は、企業型年金加入者の資格を取得したときは、５日以内（当該加入者等（個人型年金の障害給付金の受給権を有する者に限る。）が当該の資格を取得した場合において、当該者の個人別管理資産の移換を速やかに行うことが困難であることについて正当な理由があるときは、個人型記録関連運営管理機関の定める日まで）に、」を「加入者等が、法第80条第１項の規定により個人別管理資産の移換を申し出る場合には、」に、「提出しなければならない。」を「提出するものとする。」に改め、同項第２号を削り、同項第３号を第２号に改め、同項の次に次の２項を加える。

２　前項各号に掲げる加入者等が、個人型年金同時加入可能者の資格を取得した場合であって、法第80条第１項の規定により企業型年金の資産管理機関に個人型年金の個人別管理資産を移換するときは、当該個人型年金同時加入可能者の加入者の資格は、当該企業型年金の企業型年金加入者となった日に喪失するものとする。ただし、当該個人型年金同時加入可能者が企業型年金の資産管理機関に当該個人型年金の個人別管理資産を移換した後も引き続加入者であることを申し出たときは、この限りでない。

３　個人型記録関連運営管理機関は、企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等の指示があったときは、速やかに、当該資格を取得した者の第63条第１項各号に掲げる事項を当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に通知するものとする。

第156条を次のように改める。

第156条　連合会移換者が企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得したときは、連合会は、法第80条第３項の規定に基づき、当該資格を取得した者の個人別管理資産を企業型年金の資産管理機関に移換するものとする。

２　企業型記録関連運営管理機関等は、企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した者（以下「企業型資格取得者」という。）があるときは、企業型資格取得者が企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した日が属する月の翌月の末日までに、特定運営管理機関に対し、企業型資格取得者が連合会移換者であるかどうか等の情報の提供を求めるものとする。

３　前項の規定により情報の提供を求められた特定運営管理機関は、当該情報の提供を求める企業型記録関連運営管理機関等に対し、求められた情報の提供を行うものとする。

４　前２項の規定により企業型資格取得者が連合会移換者であることが判明した場合にあっては、連合会は、速やかに、第１項の規定による個人別管理資産の移換を行うものとする。

５　前項の規定により個人別管理資産が移換されなかった連合会移換者は、その旨を企業型記録関連運営管理機関等に申し出るものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。